

紹介状なしで受診する際にかかる 「選定療養費」に関する重要なお知らせ

令和4年10月1日から初診時選定療養費が
7,200円（税込）となります

地域医療支援病院である当院では、他の医療機関からの紹介状をお持ちでない初診の患者様には、初診料とは別に初診時選定療養費（保険外）をご負担いただいております。令和4年度診療報酬改定に伴い、選定療養費は5,000円（税込）から7,200円（税込）となります。

当院を受診される際には、かかりつけ医からの紹介状をご持参いただきますようお願いいたします。

当院で選定療養費を算定する方は、以下の患者さまの場合です。

- 紹介状なしで当院を初めて受診する方
- 以前に当院を受診された方でも、一定期間(2年間)どの診療科にも受診されていない方
- 自己の判断で診療を中止され、一定期間(2年間)受診していない方

※医師の指示で継続して診療を受けられている患者さまで、新たに他の診療科を受診する場合は該当しません。

※病状によっては1ヶ月程度の診療の間隔でも初診となることもあります。

※緊急やむを得ない事情により来院された患者さま（救急車で来院された場合等）や、公費対象者の患者さまには適用になりません